

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第5号

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（令和7年2月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「第5条」を「前条」に改める。

第10条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第21条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（第1号部分休業の承認）」を付し、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「規則で定める休暇」を「生後満1年3月に達しない子を育てる場合に職員が勤務しないことが相当であるとして規則で定める休暇（以下「育児時間」という。）又は奈良県広域水道企業団就業規則（令和7年3月企業管理規程第10号）第16条の規定による介護時間（以下「育児時間等」という。）」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該休暇」を「当該育児時間等」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）」を「育児時間」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

第21条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することが

できる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条に見出しとして「（部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合の承認）」を付し、同条第1項中「1週間」を「1日」に、「一部（18時間45分を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第4項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「介護時間等」を「育児時間等」に、「第1項」を「第3項の規定による申出（同項第1号に係るものに限る。）に係る第1項の規定による請求に対する同項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第3項の規定による申出（同項第2号に係るものに限る。）に係る第1項の規定による請求に対する同項の規定による承認は、規則で定めるところにより、職員の子を養育するため必要とされる時間について、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の承認を行うことができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で

あって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第3項第2号の規定による時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第22条第3項中「第1項」を「第3項の規定による申出（同項第1号に係るものに限る。）に係る第1項の規定による請求に対する同項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 第1項の規定による請求をしようとする職員は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における当該請求をするかを任命権者に申し出るものとする。

- (1) 1週間の勤務時間のうち18時間45分を超えない範囲内
- (2) 1年の勤務時間のうち77時間30分を超えない範囲内

4 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更をしなければ当該職員の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情をいう。）がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による請求をすることができる。

第23条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第23条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、部分休業をしている職員について育児休業又は育児短時間勤務を承認しようとするときは、育児休業法第19条第1項の規定による承認を取り消すものとする。

第24条第2項各号列記以外の部分及び第1号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第2号中「第21条第1項」を「第22条第1項」に、「当該承認に係る子以外の子に係る育児休業、育児短時間勤務若しくは当該承認に係る時間における部分休業を承認し、又は当該承認に係る時間にお

ける同項の規定による承認をしよう」を「育児休業又は育児短時間勤務を承認しよう」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 職員が第3項変更又は第22条第4項の規定による変更をしたとき。

第24条第3項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第6条第6号の改正規定、第10条の改正規定、第24条第2項各号列記以外の部分の改正規定、第24条第2項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める部分の改正規定及び同条第3項の改正規定中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める部分の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の奈良県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「25時間50分」と、同条第2号中「10」とあるのは「3分の10」とする。

3 職員は、施行日前においても、新育児休業条例第22条第1項から第5項までの規定の例により、同条第3項各号のいずれの範囲内で部分休業を承認することができる時間以外の時間について請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第4項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業を承認することができる時間以外の時間について請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第3項の規定による申出及び同条第4項の規定による変更並びに同条第1項の規定による請求とみなす。

4 施行日から令和8年3月31日までの間における新育児休業条例第22条第1項の規定による承認の請求をする場合における同条第3項第2号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは、「25時間50分」とする。